

**事業継続力強化支援事業
広報業務委託プロポーザル仕様書**

1. 業務委託名

「事業継続力強化支援事業」 広報業務委託

2. 目的

近年、毎年のように、風水害等自然災害が頻発し、県南地域のみならず、多くの地域に重大な被害をもたらしている。このため、中小企業・小規模事業者には、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定や、災害に対する適切な保険（損害保険等）への加入が求められている。

しかしながら、これまでの事業継続力強化支援においては、講習会やワークショップを開催するものの、集客等の問題で、事業継続計画（BCP）策定数の増加が十分期待できなかった。また、旧保険診断においても、生命保険部分の見直しが中心となっており、損害保険部分も含めたトータルの見直しには至らず、リスク意識の喚起には不十分であった。さらに、これらの事業継続計画（BCP）策定と旧保険診断は、それぞれ独立した支援として実施しており、リスクマネジメントとしての一連の支援体制が確立されていない状況であった。

これらの課題を解決するために、今般、災害予防対策タスクチームを発足させ、リスク予防診断から事業継続計画（BCP）の策定までのワンストップ支援事業を実施することにより、商工会が事業者の身近なリスクコンサルタントとしての役割を果たし、災害に負けない強い事業者を育成することを目指すものである。

3. 実施主体

福岡県商工会連合会

4. 事業継続力強化支援事業概要

(1) 対象と範囲の定義

対 象： 福岡県内の中小企業・小規模事業者

実施期間： 令和6年4月1日～令和7年3月31日

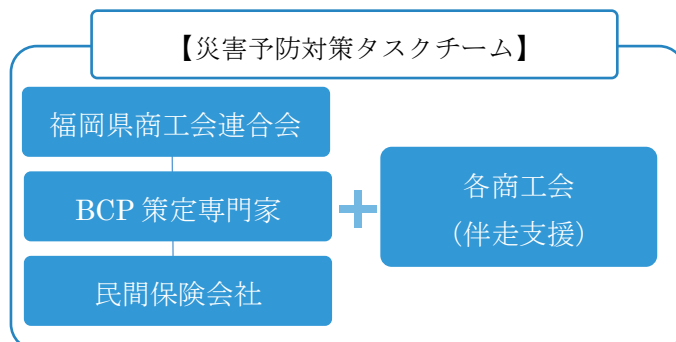
事業内容： 福岡県認定の事業継続力支援計画に基づき、危険地域等で事業を営む事業者を中心とした事業継続計画（以下、BCP）策定支援を実施する

(2) 支援体制

災害予防対策タスクチーム*1がリスク予防診断（旧保険診断）を入口として、リスク喚起からBCP策定支援までを実施

*1 災害予防対策タスクチーム：福岡県商工会連合会（共済推進チーム）、民間保険会社（損保）、

BCP策定専門家及び各商工会の伴走支援によるチーム



(3) 支援内容

災害予防対策タスクチームの設置による災害に負けない強い事業者への4ステップ支援

□ステップ1 事業の周知

チラシ、SNS、メディア等による情報発信

□ステップ2 リスク予防診断の実施によるリスク喚起と復興計画提案

① ライフプランの評価

現在の生活状況と将来の計画をヒアリングして評価

② リスクの評価

経営リスクに関する課題抽出、分析を実施

③ 保険ポリシーの確認

既存の保険加入状況を保険証券より確認し、見直しを実施

④ 提案とカスタマイズ

事業者には最適な保険プラン(被災後等の復旧対策)、BCP策定の提案

⑤ 研修会の実施

改正情報等の提供や集団講習会・職員研修会を実施

□ステップ3 BCP策定支専門家の派遣による支援

① 専門家派遣を実施

② 申請書作成までをフォロー

③ 専門家は損保会社の専門家等を活用する

□ステップ4 災害に負けない強い事業者の計画実施

① BCPの更新と改訂

② 非常時用備品の整備

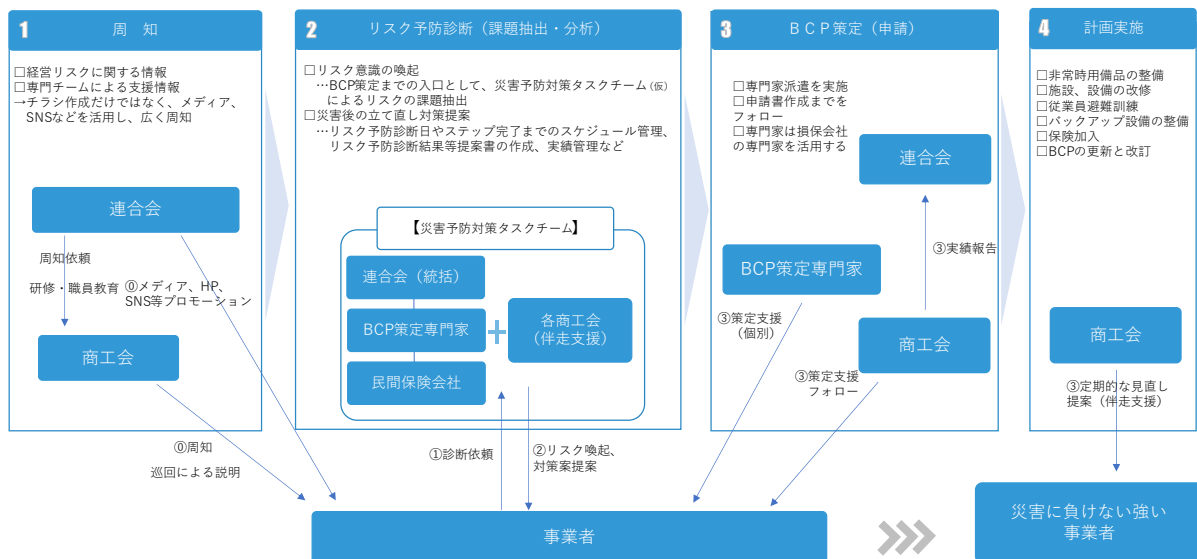
③ 施設、設備の改修

④ 従業員避難訓練

⑤ バックアップ設備の整備

⑥ 保険加入

【災害に負けない強い事業者を作るための4ステップ(イメージ)】



5. 委託業務の内容

(1) 事業継続力強化支援事業の広報・告知

効果的かつ適正に本事業の広報・告知を行うために福岡県内を中心に次に掲げる項目について、一連で計画的に広報展開すること。

- ・テレビ、ラジオ、機関誌等による広報
- ・新聞広告（フリーペーパー含む）
- ・交通広告（駅構内・車内）
- ・インターネット広告
- ・その他上記以外の広報（リーフレット配布、イベント等）

※活用する広告媒体については事前に本会と協議し決定すること

(2) 実施時期（予定）

次の実施時期において、広報・告知を実施するものとする。なお、以下の実施範囲外の広報・告知の実施を妨げるものではなく、提案内容により検討・協議する。

- ・令和6年6月から令和7年3月末までの広報

(3) その他

事業実施後、報告書を作成すること。

6. 応募資格

応募資格は、次のすべてを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと
- (2) 都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者であること
- (5) 暴力団等反社会勢力でないこと
- (6) 応募に関し法律上必要とする資格を有すること

7. 業務委託の期間

契約締結の日～令和7年3月末日

8. 予算額

2,900千円以内（消費税及び地方消費税含む）（予定）

※提示額は、提案にあたっての目安となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。

9. 応募手続き

(1) 募集開始

令和6年5月13日（月）

(2) 募集締切

令和6年5月31日（金）12時必着

(3) 提出書類

提案書及び見積書 各6部（書式自由）

※提出書類は郵送でのみ受け付ける。

※見積書は実施内容（広告媒体など）ごとにできるだけ具体的に明記する。

（4）提出先・問合せ先

【提出先】

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 中小企業振興センター7階
福岡県商工会連合会 共済推進課 事業継続力強化支援事業担当者 宛て
TEL 092-622-7708

【問合せについて】

質疑・問合せはメールでのみ受け付けとする。以下アドレスまで送信すること。

受付メールアドレス：fukushi@shokokai.ne.jp（担当：^{もみい}榎井・武末宛て）

10. 選定

（1）選定方法

提案書、見積書の提出があった事業所の企画内容に基づき、本会選定会議にて選定する。

（2）選定に付する事項

当該事業に関する以下の事項を総合的に審議し、原則1社を採択するが、企画内容によっては複数社採択し、その企画の一部を採用する場合もある。

①本件目的達成に向けて効果的な提案内容となっているか。

- ・本事業の趣旨（特に、上記4.-(3)支援内容のステップ1の役割）を理解しているか。
- ・広報活動が効果的な集客に寄与し、地域中小企業・小規模事業者の災害に負けないための準備、体制整備等（危機管理）を促すような関心を惹く内容、企画になっているか。
- ・効果的な広報・PRとなっており、訴求するポイントや構成は適切か。
- ・商工会等事業としてPRする内容になっているか。
- ・適切かつ必要な情報発信が可能な内容になっているか。
- ・経験や強みを活かした独自の提案内容が含まれているか。

②費用対効果はどうか。

③実現可能性はどうか。

- ・スケジュールや遂行体制は妥当か。

④過去同様の事業実績はあるか。

11. 提出書類の取扱い

（1）提案書類提出後の内容の変更は認めない。

（2）提出書類の返却は認めない。

（3）提出書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがある。

（4）選定された提案は、協議により、内容の変更を求めることがある。

12. 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とすることがある。

13. 契約

本会は最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った参加事業者と速やかに協議を行い、6月中旬を目途に業務委託契約手続きを行う。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きを行う。

14. 特記事項

(1) この仕様書に定めのない事項については、本会と協議の上、決定する。

以上